

令和 6 年度こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究事業実施要綱 (案)

第 1 事業の目的

この事業は、こどもの自殺の多角的な要因分析について、警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行い、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組むことを目的とする。

第 2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※※ (以下「実施団体」という。) とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第 3 事業の内容等

実施団体は、こどもの自殺の多角的な要因分析について、「令和 5 年度こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究」(以下「令和 5 年度調査研究」という。)(※)を踏まえ、次に掲げる 1 から 4 までの業務を行う。なお、これらの業務の実施に当たっては、企画・立案の段階からこども家庭庁支援局総務課(以下「担当課」という。)と協議を行うものとする。協議の上、事業開始から年度末まで継続的に調査研究を行うことができるよう、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。また、事業実施計画に基づく業務の進捗状況を確認するため、担当課職員との会議を定期的に行うこと。

(※) 令和 5 年度こども家庭庁委託事業「こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究」報告書
<https://jscp.or.jp/research/cfa-suicidereport-240531.html>

1 有識者等から助言等を受ける機会の確保(委員会方式やヒアリング等の実施)

実施団体は、業務の実施に当たり、有識者等からの助言等を受ける機会を確保すること。有識者の数は数名程度とし、その選定及び助言等を受ける機会(委員会方式又はヒアリング等)については、担当課と協議の上、決定すること。なお、有識者等から助言等を受ける機会については、4 に記載している。

2 こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査

① データの収集

実施団体は、主に以下の情報(こどもの自殺に関連すると思われる部分に限る。)を収集し、分析に資するようデータの整理を行う。データの収集に当たっては、令

和5年度調査研究報告書の「資料収集の課題に対する調査」を参考に、データの整理・分析に必要な件数のデータが収集できるよう、担当課及び各データの保有機関と協議の上、収集方法を決定すること。なお、個人情報保護法令との関係等、データを収集することに困難が生じた場合、担当課と相談した上で、データの収集方法や収集するデータの範囲の変更を行うことができる。また、以下の情報以外のものについても、担当課と相談した上で、必要に応じて収集することとする。

- ・ 警察庁の保有する自殺統計原票のデータ
- ・ 消防庁の保有する救急年報報告のデータ
- ・ 各都道府県教育委員会等が保有する児童生徒の事件等報告書及び、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく背景調査報告書
- ・ 子どもの死因究明（Child Death Review）体制整備モデル事業（以下「CDRモデル事業」という。）を実施する都道府県の保有する死亡検証結果

各データの収集依頼に当たり、データの保有機関との相談・調整は実施団体において行うこと。また、こども家庭庁及び関係省庁からもデータの提供を依頼する予定であるが、データの提出先は実施団体とすること。なお、各データにおける個別の留意事項は以下のとおりとする。

警察庁の保有する自殺統計原票のデータについては、分析に必要なデータについて、担当課及び警察庁と協議の上、必要なデータを収集することとする。

消防庁の保有する救急年報報告については、分析に必要なデータについて、担当課及び消防庁と協議の上、必要なデータを収集することとする。

都道府県教育委員会等が保有するデータについては、担当課及び文部科学省と協議の上、必要なデータを収集することとする。

CDRモデル事業実施自治体の保有するCDRモデル事業関連資料については、こども家庭庁と協議の上、全実施自治体に対し提供の可否について検討を依頼し、必要なデータを収集することとする。

② データの整理・分析

①で収集したデータについて、こどもの自殺の特徴や傾向などを踏まえた要因の分析を行う。また、要因の分析に当たって、明らかになった課題についても整理すること。

3 報告書の作成等

こどもの自殺について多角的な要因分析の結果をまとめた調査研究報告書及びその概要をまとめたサマリを作成し、担当課の承認を得ること。また、報告書及びサマリは、実施団体のウェブサイトに掲載すること。なお、本事業の報告書を基に、周知啓発を行う際には、担当課と協議の上で、実施すること。

4 有識者等から助言等を受ける機会

有識者等から助言等を受ける機会について、概ね以下のとおりとする。その機会の持ち方等については、検討会方式を採用する等、担当課と協議の上で決定すること。

第1回 データの収集・整理が進み、分析手法の検討に取り組み始めた時期

テーマ：データ分析の手法や、分析の方向性について

実施団体において、令和5年度調査研究の結果等を踏まえ、データ整理の状況を共有、本事業におけるデータ分析の手法や分析の方向性についての助言を受ける。

第2回 データの分析が進み、取りまとめの具体的内容を定める時期

テーマ：全体的な分析結果と、具体的な取りまとめ内容について

実施団体において、データの分析の進捗を示し、具体的な取りまとめ内容について助言を受ける。

第4 経費の負担

国は、実施団体がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

第5 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

第6 その他特記事項

1 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。
- (2) 実施団体が本事業の一部を第三者に委託する際には、担当課に事前に協議し、許可を得なければならない。
- (3) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を実施すること。

2 機密保持について

実施団体は、本業務の過程で担当課職員が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）、第2の2①で収集した情報及び実施団体が作成した情報を、本調査以外の目的のために使用したり、又は第三者に提供してはならない（有識者等から助言等を受ける機会については、下記③参照）。

また、これらの情報を漏洩してはならないものとし、そのために以下に掲げる措置その他必要な措置を講ずること。（③の有識者等についても同じ。）

- ・ 個人情報を含む（おそれがある場合も含む）データを取り扱う者を最小限に限定した上で、予め指定し、それ以外の者は扱わないこと
- ・ データの保管は施錠可能な部屋で行い、持ち出しを禁止すること
- ・ 第3の2①により収集したデータは、第三者（第3の1により選定された有識者を含む。以下同じ。）に提供しないこと。また、データの集計・分析結果を第三者に提供する場合は、個々の自殺者その他生存する個人の識別が可能となる又は秘密が漏れるおそれがある項目には秘匿措置を施すこと

上記の措置を講ずるに当たっては、具体的にどのような措置を講ずるかについて事前に担当課と協議し、書面で提出すること。

- ① 個人情報の保護及びデータの機密を厳守する必要があることから、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、民法、刑法、統計法、著作権法、不正アクセス禁止法等を遵守すること。また、実施団体は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を遵守し、本業務の実施における情報セキュリティ確保のための体制を整備すること。
- ② 実施団体は、本業務を実施するに当たり、集約した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ・ 複製はしないこと。
 - ・ 用務に必要ななくなり次第、速やかに廃棄し、その措置について報告すること。
 - ・ 本業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却し、実施団体において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類をこども家庭庁へ提出すること。
- ③ 第3の1の有識者等から助言等を受ける機会において、当該有識者等が上記①で指定される実施団体に従事する者でない場合、実施団体が作成した集計・分析結果について共有することは可能とするが、当該有識者等は、個人情報を含む（おそれがある場合も含む）データを閲覧等することができないものとする。また、実施団体が作成した集計・分析結果についても個々の自殺者その他生存する個人の識別が可能となる又は秘密が漏れるおそれがある項目には秘匿措置を施すとともに、助言等を受ける機会が終了した場合は有識者等から回収する等すること。
- ④ 特に警察庁の保有する自殺統計原票のデータ（以下「原票データ」という。）については、以下の取扱いとすること。
 - ・ 原票データに係る情報の提供について警察庁及びこども家庭庁宛の情報提供の申出書を提出すること。
 - ・ 申出書には原票データの利用者、原票データの受領方法、利用する原票データの範囲、転写した原票データの仕様、利用する原票データの項目、原票データの利用場所・利用環境・保管場所及び管理方法、委託取消となった場合の原票データの廃棄等について記載すること。申出書の主な内容は以下のとおりとすること。なお、実施団体は、申出書の内容に変更が生じる場合、警察庁及びこども家庭庁に相談すること。
 - (1) 原票データによる分析は、実施団体が指定する実施団体において従事する者のみとし、指定した者の登録等に関する申出書及び誓約書を警察庁及びこども

家庭庁に提出すること。指定された者は、正当な理由無く、本調査研究に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（補助が解除された後及び契約が終了した後も含む）こと。また、指定された者は、原票データを分析する全ての職員とするが、情報管理の観点から必要最小限の職員数とすること。なお、指定した職員に変更があった際は、その都度申出書を更新し、誓約書とともに警察庁及びこども家庭庁に提出すること。

- (2) 実施団体はこども家庭庁が警察庁より提供を受けたＣＤ－ＲＷ又はＤＶＤ－ＲＷを実施団体に持参するので、原票データを限定端末のハードディスク・ドライブに複写することによりデータを受領すること。複写に当っては、担当課職員が立ち会うこととする。その際、実施団体は原票データの提供元である警察庁宛の受領書をこども家庭庁経由で提出すること。
- (3) 実施団体は、施錠可能な部屋に限定端末を用意すること。限定端末は、外部ネットワークと物理的に接続させず、ＩＤ及びパスワードを設定するなどによりアクセスを制限し、漏洩防止等の措置を講じること。受領した原票データはこの限定端末のみで作業を行うこと。限定端末で原票データを使用する設備環境は、スタンドアローンとすること。また、限定端末で作業した全てのログを取得し、定期的に管理記録の確認を行うこと。
- (4) 実施団体は、限定端末のハードディスク・ドライブにある収納した原票データを他の外部記憶媒体に複写することを禁じる。ただし、限定端末の機器更新に当たってデータを入れ替える際は、例外として、データの複写が行えることとする。その際は、担当課職員が立ち会うこととする。機器の廃棄に伴う原票データの廃棄については、限定端末の管理責任者が責任を持って行い、必要に応じて担当課職員が立ち会うこととする。

実施団体は、加工済みの原票データを限定端末から取り出す際は、実施団体が指定・管理する外部記憶媒体を使用すること。また、当該外部記憶媒体の数は最大３個までとし、それらを利用する者は必ず外部記憶媒体の管理責任者の承認を得ること。加えて、当該外部記憶媒体の利用について、実施団体がすべて記録すること。

限定端末及び外部記憶媒体の管理責任者は、実施団体の代表とすること。

- (5) 原票データは、原票データの利用者以外の者（第３の１により選定された有識者を含む。以下同じ。）に提供してはならない。原票データから行った集計・分析結果を原票データの利用者以外の者と共有するに当たっては、いかなる場合であっても、個々の自殺者その他生存する個人の識別を防ぐとともに秘密を保護するため、当該地域における自殺者総数が１又は２の場合、そのまま掲げると個々の自殺者その他生存する個人の識別が可能となる又は秘密が漏れるおそれがある項目には秘匿措置を施すほか、自殺者総数が３以上の自殺者に関する数値であっても前後の関係から秘匿の数値が判明する場合は当該項目について同様に秘匿措置を施すこと。なお、秘匿措置に該当する項目については、警察庁との協議によること。実施団体は、集計・分析結果に係る資料を原票デー

タの利用者以外の者と共有する前に、警察庁及びこども家庭庁に提供し、確認を受けること。

(6) 第3の2①及び②に関する業務の全部又は一部について第三者(実施団体の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。以下同じ。)に再委託しないこと。

(7) 本業務の実施状況を監督するため、担当課職員が、業務開始時(開始後1月以内)に実施団体の作業場所やデータ保管場所の立入調査を行うこととする。これ以外にも必要に応じて実施団体の作業場所やデータ保管場所に立入調査を行うことができる。また、データの利用状況についても必要に応じて検証を行うこととする。

(8) 情報漏洩及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合(生じている可能性がある場合を含む。)や収集したデータに影響のある事故又は災害発生時は、直ちに以下の連絡先にその問題の内容について報告を行うとともに、必要に応じて、こども家庭庁の検証を受けること。

(連絡先) こども家庭庁支援局総務課自殺対策室 03-3539-8352

警察庁生活安全局生活安全企画課 03-3581-0141

(9) 実施団体は、本事業の終了後、担当課職員の立ち会いの下、実施団体の限定端末に保存されている原票データを消去して復元不可能な状態にするとともに、限定端末の管理責任者が責任を持って限定端末の廃棄を行うこと。また、データの廃棄後は、別紙により担当課へ報告すること。

(10) 申出事項に違反した場合は、直ちに警察庁及びこども家庭庁に報告し、原票データを速やかに返却するなど、警察庁及びこども家庭庁の指示に従うこと。

3 事業実施体制の確保

本調査の実施に当たって、適切な事業実施体制を確保すること。各作業段階にて必要な人員、当該人員の保有する資格・実績、こども家庭庁との主たる連絡担当者等を明らかにするとともに、人員の欠如や変更の際は、同水準の体制を確保し、担当課職員の承認を得ること。

(別紙)

令和 年 月 日

令和6年度こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究業務一式に係る
データ等の利用後の廃棄について

实施团体名

事業実施中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

記

1 データの媒体等及び廃棄方法

(該当する①データの媒体等と、②その廃棄方法の両方に○をつけてください。)

- ①電磁的記録媒体 — ②裁断
- ①紙媒体 — ②焼却 or 溶解 or 裁断
- ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ
 — ②データ消去
- その他 ①（ ）
 ②（ ）

※ ①と②の組み合わせがない場合も「その他」に記載願います。

2 廃棄が完了した年月日

令和 年 月 日

※ 上記 1 の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。